

地方自治 1

<地方公共団体と地方自治>

地方公共団体と地方自治

都道府県と市（区）町村を① という。

住民が自分たちの住んでいる地域を自主的に治めることを② といい、②のためには、国から自立した①をつくる必要がある。これを③ という。

* ③は、④ の原点であるので、「④の学校」と呼ばれる。

政治上の権力を中央政府にだけ集中せず、地方に分散させることを

⑤ という。

1999年、⑤の動きを促進するために⑥ が制定された。

地方公共団体の仕事

次の中で地方公共団体の仕事には○、地方公共団体の仕事でないものには×をつけなさい。

- 上下水道の整備 () ごみ処理の仕事 () 郵便の配達 ()
学校の設置や管理 () 地方裁判所の設置 ()
条例の制定 () 大河川や空港・港の管理 ()
介護保険の運営 ()

<地方自治の制度>

地方議会と首長

地方公共団体の議会を① という。①を構成する議員は、住民の② で選ばれる。②は法律の範囲内で、地方公共団体独自の法である③ を定める。また、④ の議決や決算の承認を行う。

地方公共団体の長を⑤ という。

都道府県の⑤を⑥ 、市（区）町村の⑤を⑦ という。

⑤から独立した機関として、監査委員会、公安委員会（警察関係）、教育委員会、⑧ 管理委員会、⑨ 委員会などが置かれている。

地方自治団体の⑤は内閣総理大臣と違って②で選ばれる。これは

⑩ ためである。

首長と地方議員という、2種類の代表を住民が選ぶ制度を⑪ という。

地方議会と首長の被選挙権など

都道府県知事

選挙権：① 歳以上 被選挙権：② 歳以上 任期：③ 年

市町村長

選挙権：①歳以上 被選挙権：④ 歳以上 任期：③年

地方議会は首長の方針に反対であれば、⑤ 決議をすることができる。それに対して首長は議会の決定に対する拒否権や、議会の⑥ 権を持っている。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

地方公共団体と地方自治

- ① 地方公共団体 ② 住民自治 ③ 地方自治 ④ 民主主義 ⑤ 地方分権
⑥ 地方分権^{いっかつ}一括法

地方公共団体の仕事

- 上下水道の整備 (○) ごみ処理の仕事 (○) 郵便の配達 (×)
学校の設置や管理 (○) 地方裁判所の設置 (×)
条例の制定 (○) 大河川や空港・港の管理 (×)
介護保険の運営 (○)

地方議会と首長

- ① 地方議会 ② 直接選挙 ③ 条例 ④ 予算 ⑤ 首長
⑥ 都道府県知事 ⑦ 市(区)町村長 ⑧ 選挙 ⑨ 行政
⑩ 住民の意思を地方政治により強く反映させる
⑪ 二元代表制

地方議会と首長の被選挙権など

- ① 18 ② 30 ③ 4 ④ 25 ⑤ 不信任 ⑥ 解散